

平成 31 年 1 月 30 日

都道府県医師会
担当理事殿

日本医師会常任理事

羽 鳥 裕

医療機関における下水排除基準の遵守について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部局宛に標記事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

今般、平成 29 年 11 月に東京都内の透析医療機関において、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく東京都下水道条例（昭和 34 年東京都条例第 89 号）の下水排除基準を著しく逸脱した排水が原因と考えられる下水道管の損傷事例が発生したと東京都下水道道局から情報提供がありました。

また、透析医療機関における排除基準の遵守については、別添のとおり国土交通省から各都道府県等の下水道管理者に対して事務連絡が発出されております。

本件は、下水道排除基準（水素イオン濃度（pH）を 5 を超え 9 未満）に適合しない下水は、下水道管の損傷につながる恐れがあるため、透析排水等を下水道排除基準内となるよう中和処理等の排水管理をお願いするものであります。

なお、基準に適合しない排水を流した場合、排水の水質改善命令や、公共下水道への排水を一時停止する命令をされる場合があります、この監督処分に係る命令に違反した者は、法第 45 条により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処される可能性があります。また、基準に適合しない透析排水による下水道施設に損傷が発生した場合、原因者に現状復旧費用負担を請求される可能性があります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下医療機関、特に透析医療機関等への周知について、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機関における下水排除基準の遵守について（依頼）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛てに送付いたしました。この点、御了知いただきますようお願いいたします。

以上

事務連絡
平成31年1月25日

各都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機関における下水排除基準の遵守について(依頼)

日頃より厚生労働行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成29年11月に東京都内の透析医療機関において、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号)の下水排除基準を著しく逸脱した排水が原因と考えられる下水道管の損傷事例が発生したと東京都下水道局から情報提供がありました。

下水排除基準に適合しない下水は、下水道管の損傷につながるおそれがあります。

つきましては、貴職におかれましては、下水道担当部局及び関係機関とも十分連携の上、管内の透析医療機関に対して、下記について周知徹底をするようお願いいたします。

なお、透析医療機関における排除基準の遵守については、別添のとおり国土交通省から各都道府県等の下水道管理者に対して事務連絡が発出されておりますので、併せて情報提供いたします。

記

1. 下水道法における基準

下水を下水道に排除する場合には、水素イオン濃度(pH)を5を超え9未満の範囲に収める必要があること。

なお、具体的基準は地方公共団体の下水道担当部局に問い合わせること。

2. 上記基準の適用対象者

下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して下水道を使用する者

※ただし、地方公共団体によっては条例等で、一日当たりの排出量が一定水準未満であれば適用除外としている場合がある。

<別添>

透析医療機関の排水による下水道管の損傷について(情報共有)(国土交通省水管理・国土保全局下水道部事務連絡)

<参考>

透析医療機関からの酸性排水による下水道管の損傷事例(東京都下水道局ホームページ)

<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/topics/touseki/index.html>

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 25 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当課長 殿
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

透析医療機関の排水による下水道管の損傷について (情報共有)

下水道に排除される下水については、下水道施設の保護と放流水の水質確保の面から水質規制が行われており、このうち下水道施設の保護の面から、著しく下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して下水道を使用する者に対して、温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、沃素消費量の4項目について、条例により下水道法施行令に示された範囲内で規制されているところです。

今般、東京都下水道局から、都内の透析医療機関における排除基準を著しく逸脱した排水が原因と考えられる下水道管の損傷(腐食によりコンクリート管底部の骨材が露出)が発生したとの情報提供がありました。人工透析装置内部の洗浄には酸性又はアルカリ性の薬品が使用され、その排水は、水素イオン濃度が排除基準に適合しないおそれがあります。

排除基準に適合しない下水に起因する下水道管の損傷は、道路陥没等不測の事態を招きかねず、今後の類似事案の未然防止には、透析医療機関等に対する啓発に加え、必要に応じて監視・指導を行うことが必要と考えられます。

つきましては、貴職におかれましては、都道府県等の衛生主管部局及び関係機関とも十分連携の上、管内の透析医療機関の排水の状況等に留意し、適切な措置を講じられますようお願い致します。

透析医療機関の所在情報等については、「医療機能情報提供制度(医療情報ネット)」(厚生労働省)※等が参考になります。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html

なお、透析医療機関における排除基準の遵守については、別添のとおり厚生労働省から各都道府県等の衛生主管部局に対して事務連絡が発出されておりますので、併せて情報提供致します。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)にも周知していただきますようお願い致します。

会 告

一般社団法人日本透析医学会
理事長 中元 秀友
公益社団法人日本透析医会
会長 秋澤忠男
公益社団法人日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇

透析施設排水による下水道管損傷事例発生とその対策について

昨年、東京都下水道局より、都内透析施設において下水道法の基準を著しく逸脱した排水によって、下水道の運用に支障を来した事例(下水道管損傷)についてご指摘をいただきました。

その後、東京都下水道局長から、日本透析医学会理事長、日本透析医会会長及び日本臨床工学技士会理事長あてに「透析装置の洗浄排水に関する調査の実施について」(平成 30 年 9 月 25 日 30 下施排設第 116 号の 2)の依頼があり、都内透析施設を対象に調査を実施したところ、十分な排水処理がされていない施設が多数存在することが判明致しました。

透析施設から下水道へ排除される排水に関しては、下水道法ならびに各自治体条例により基準が規定されております。特に水素イオン濃度で規定される酸性の排水が下水道に流されると、コンクリート製の下水道管が損傷し、道路陥没を引き起こす恐れがあります。(東京都 23 区の規制(pH:5 を超え 9 未満))。

また、これらの規制項目以外にも、透析施設から排除される排水については、各自治体の規定した基準を遵守する必要があります。

これを充足していない透析施設におかれては、速やかに中和処理等の対策を講じていただきたいと存じます。

なお当 3 団体では、具体的な対策方法を含めた啓発活動を今後積極的に展開して参ります。何卒、ご理解・ご協力のほどお願いします。

○ 透析医療機関の皆様へ

平成31年01月25日 下水道局

透析装置の内部の洗浄には、酸性やアルカリ性の薬品が使用されています。その排水を下水道に排除する場合には、**水素イオン濃度(pH)**を下水排除基準である**5を超え9未満**の範囲内に収める必要がありますので、基準内となるよう中和処理等の排水の管理をお願いします。

この基準に適合しない排水を流した場合、排水の水質を改善するよう命令したり、公共下水道への排水を一時停止するよう命令したりすることがあります。

また、酸性排水が下水道に流されるとコンクリート製の下水道管が損傷し、道路陥没を引き起こす場合があります。

下水道施設に損傷が発生した場合、下水道法第18条に基づき、原因者に原状復旧費用を負担していただく場合があります。

○ 透析医療機関からの酸性排水による下水道管の損傷事例



正常な下水道管



損傷した下水道管

酸性排水によってコンクリートが損傷し、内部の砂利や鉄筋がむき出しになっています。このような損傷が発生した場合、下水への排水ができなくなるため医療行為に支障が生じるとともに、道路陥没を引き起こし、日常生活に影響を及ぼす場合があります。

○ お問い合わせ先（東京23区内）

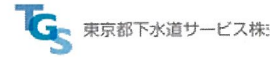
地域	担当下水道事務所	所在地・電話番号（直通）
墨田、江東、港（台場に限る）、品川（東八潮に限る）の各区	東部第一下水道事務所 水質規制担当	〒135-0016 江東区東陽7-1-14 電話 03-3645-9648
足立、葛飾、江戸川の各区	東部第二下水道事務所 水質規制担当	〒124-0001 葛飾区小菅1-2-1 電話 03-5680-1392
千代田、中央、港（台場を除く）、新宿、文京、台東、渋谷、中野、杉並、豊島、北、荒川、板橋、練馬の各区	西部第一下水道事務所 水質規制担当	〒165-0026 中野区新井3-37-4 電話 03-5343-6209



品川（東八潮を除く）、目黒、大田、世田谷の各区	南部下水道事務所 水質規制担当	〒145-0067 大田区雪谷大塚町13-26 電話 03-5734-5045
-------------------------	--------------------	--

※東京23区外に所在する事業場については、各市町村の担当部課にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)



○ ○



[お問い合わせ（アースくんメール）](#) [サイトポリシー](#) [アクセシビリティ方針](#) [個人情報保護方針](#)

Copyright © Bureau of Sewerage Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved.